**補足４ 申請前確認書**

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理 事 長 殿

# **申請前確認書**

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」とする。）が実施する令和５年度 TOKYO 戦略的イノベーション促進事業を申請するにあたり、募集要項の記載内容を全て確認したこと、申請書に虚偽記載がないこと、及び申請者が下記の要件の全てを満たしていること、また助成対象期間が終了するとき（それより前に助成期間が完了する場合はその完了時）まで、必要な要件について引き続き満たすことを確認しました。

記

１ 次の(1)～(4)のいずれかに該当する法人、個人事業者、創業予定者又は中小企業団体等である。

|  |  |
| --- | --- |
| 業 　　種 | 資本金及び従業員数 |
| 1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）
 | ３億円以下又は 300 人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下又は 900 人以下 |
| 1. 卸売業
 | １億円以下又は 100 人以下 |
| 1. サービス業（下記以外）
 | ５千万円以下又は 100 人以下 |
|  | ソフトウェア業、情報処理サービス業 | ３億円以下又は 300 人以下 |
| 旅館業 | ５千万円以下又は 200 人以下 |
| 1. 小売業
 | ５千万円以下又は 50 人以下 |

２　同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。

３　本助成事業の同一年度の申請は、一企業につき一件であること。

４　同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。

５　事業税等を滞納（分納）していないこと。

※　新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収納税猶予許可通知書の写しを提出できること。

６　東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

７　申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業に関して、不正の事故を起こしていないこと。

８　過去に公社から助成金の交付を受けている者は申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

９　民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

１０　助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

１１　東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

１２　公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

１３　申請に必要な書類をすべて提出できること。

１４　その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

１５　助成事業の成果を活用し、都内で引き続き事業を営む予定であること。

１６　募集要項記載のグループ会社及びその役職員等の関連当事者との取引に係る費用が助成対象経費に含まれていないこと。

１７　本助成対象期間中に、テストマーケティング以外の本助成事業の購入物・成果物を活用した販売活動は行わないこと。

１８　本事業は、申請者が主体的に研究開発を実施するものである。

**補足５ 申請に係る誓約書**

# **申請に係る誓約書**

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」とする。）が実施する令和５年度 TOKYO 戦略的イノベーション促進事業を申請するにあたり、本事業の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守することを誓います。

１　採択時の助成金交付予定額は交付額の上限を示すものであり、完了検査の結果等によって、予定額が減額になる場合がある旨を承諾すること。

２　助成事業により取得又は効用の増加した財産（設備、研究開発物（試作品）及びその他成果物）について、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して５年経過する日まで保存すること。

３　助成事業完了後、５年以内に財産等を処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ公社に承認を得ること。

４　交付決定を受けた後、本助成事業の内容を変更・中止等する場合には、事前に公社の承認を得ること。

５　募集要項の P.24「１４ 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還」に記載の項目に該当した場合、助成金交付決定の取消し、返還請求、不正内容と申請者等の公表がなされる場合があることを理解し、それに従うこと。

６　その他募集要項記載の採択後の流れ、助成事業完了後の注意事項を遵守すること。

**補足６ 事業成果の広報活動について**

# **事業成果の広報活動について**

本事業では、報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

１　本事業の成果や製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等） を実施する際は事前に公益財団法人東京都中小企業振興公社に報告を行うものとする。 特に記者会見・ニュースリリースについては、事前準備等を鑑み、原則公開の３週間前に報告を行うものとする。

２　報告の方法は、文章等によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、公益財団法人東京都中小企業振興公社からの受領連絡をもって履行されたものとする。

３　公開内容について公益財団法人東京都中小企業振興公社と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

４　前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が公益財団法人東京都中小企業振興公社の助成事業の成果として得られたものであることを広報媒体にて明示する。

【成果の発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、公益財団法人東京都中小企業振興公社の助成事業「TOKYO 戦略的イノベーション促進事業」において得られたものです。」

【事業化・製品化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、公益財団法人東京都中小企業振興公社の助成事業「TOKYO 戦略的イノベーション促進事業」において得られた成果を（一部）活用しています。」

会社名、代表者名を記載してください

上記の要件をすべて確認し、承諾した。

名 称 ： 株式会社○○○○○○ 代表者名 ： ○○ ○○